

8. 大規模地震への対応

【園児に関する防災教育の実施】

- ① 避難訓練を計画的、実践的に実施する。様々な場面を想定し、安全かつ迅速に避難できるようにする。事前に避難経路、避難場所を定め、園児に徹底指導する。

(1)災害発生直後の園児の安全確保

- ① 机の下にもぐらせる。机の脚を持たせる。落下物、転倒物、ガラスの飛散（蛍光灯などを含む）から身を守るため、防災頭巾をかぶらせる。
- ② 使用していたら火気を消化する。
- ③ 出口を確保する。
- ④ あわてて飛び出さないように指示をする。窓や壁際から離れさせる。
- ⑤ 廊下や階段では、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守らせる。
- ⑥ ホールでは、できるだけ中央に避難する。
- ⑦ 園庭では、速やかに園舎等から離れ、中央に避難する。

(2)避難誘導

- ① 園児の状況を速やかに把握し、名簿（出席簿）、引き渡し名簿、笛等を携帯し、園児を安全な場所に誘導する。
- ② 保育室以外にいる園児の所在に留意する。
- ③ 園児の不安の緩和に努める。
- ④ 火災発生の場合は、その近くの園児の避難を優先する。
- ⑤ 隣接クラスが連携して、集団の前後に教職員がつく。
- ⑥ 落下物に注意し、防災頭巾で頭部を保護させる。
- ⑦ 人員を絶えず把握する。
- ⑧ 負傷者の有無を確認する。

(3)園児の安全確認

- ① 園児名簿により、全員が避難したことを確認する。万一不明の園児がいれば、あらかじめ決められた検索担当者を中心に、搜索する。
- ② 主任・事務長・事務を中心に救出・救急医療班を編成し、応急救護にあたると共に、地区防災拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。
- ③ 避難誘導・安否確認担当、消火・安全点検担当と連携して、行方不明者の搜索、救出活動を行う。
- ④ 消防機関、消防団、避難所運営委員会の救出救護班等地域住民の協力を得て、建物の倒壊等により生き埋めになった園児・教職員の救出救助活動を行う。

(4)災害情報の収集、災害状況の報告

- ① 町災害対策本部、地区防災拠点と密接に連携をとり、地域の状況の確認に努める。
- ② 得た情報を基にして、園児の緊急引き渡しの判断を防災委員会で決定する。

(5)保護者への引き渡し

- ① 緊急に引き渡すことを判断した場合は、保護者に連絡を取り、引き取りに来てもらう。
- ② 引き渡し際には、引き渡し名簿により、確認する。
- ③ 保護者と連絡が取れない場合は、幼稚園で保護する。引き続き、連絡を取る努力をする。その場合、必ず教職員が付き添い、園児に安心感を与えるよう努める。保護者の迎えが遅くなる園児においても精神的なケアに努める。
- ④ 保護者に連絡が取れない園児、確実に預かれる大人がいない園児は、幼稚園で保護する。家族が不在の家庭には、状況により、張り紙をし、引き取りに来てもらうことを連絡する。
- ⑤ 遠方の園児については、送り届ける要員が確保できないため、幼稚園で保護する。

【防犯対策】

- ① 防犯カメラ（園敷地内4か所）・人感センサー（正門）・ロック式の中門を設置。決められた時間以外の裏門を施錠し、不特定多数の人間の出入りがないよう努め、運転手等見回りを行う。